

平川市 男女共同参画推進プラン

～互いに認め、支えあう、^{ひと}男女がきらめく平川市～



Hirakawa city

は　じ　め　に

政府では、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして掲げ、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を成立し、翌年12月に男女共同参画基本計画を策定しています。

平川市においても、性別に関わりなく人権が尊重され、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、様々な取り組みを行ってきましたが、このたび、より総合的・効果的に施策を推進するため、市の施策を体系的にまとめた「平川市男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

計画策定にあたっては、市民意識調査の結果を基にし、各団体の長や学識経験者など、住民の方の代表により構成された平川市男女共同参画推進会議において、今後の活動に必要な取り組みを検討していただきました。

今後とも、プランの推進にあたり、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたしますとともに、一層の参画を期待いたします。

最後になりましたが、本プランの策定にご尽力いただきました関係の皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成19年3月

平川市長 外川 三千雄

目 次

第1章 基本方針	1
[1] 計画の趣旨	1
1. 男女共同参画社会とは	1
2. 計画の必要性	1
3. 国・県の動きと平川市における男女共同参画の取組	2
4. 性格・期間	3
第2章 基本構想	4
[1] 計画の基本的な考え方	4
1. 基本理念	4
2. 基本目標	5
[2] 計画の体系図	7
第3章 基本計画	8
[基本目標Ⅰ] 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革	8
重点項目①男女共同参画の啓発の推進	8
重点項目②男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	9
重点項目③政策・方針決定の場と企業や各種団体等における女性の参画推進	10
[基本目標Ⅱ] 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進	11
重点項目④家庭生活と社会生活の両立の推進	11
重点項目⑤就労の場における男女共同参画の推進	13
重点項目⑥農林業及び自営の商工業におけるパートナーシップの確立	15
重点項目⑦地域社会における男女共同参画の推進と生涯学習の充実	16
[基本目標Ⅲ] 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり	17
重点項目⑧生涯にわたる健康づくりの推進	17
重点項目⑨あらゆる暴力の根絶の推進と自立支援	18
第4章 推進・連携体制	19
[1] 連携体制の整備・強化	19
1. 住民と行政、住民同士の連携	19
2. 国・県との連携	19
[2] 推進体制の整備・強化	19
1. 平川市男女共同参画推進会議の機能発揮	19
2. 平川市男女共同参画検討会議の機能発揮	19
◇参考資料	
・男女共同参画社会基本法	20
・平川市男女共同参画推進会議設置要綱	23

第1章

基本方針



第1章 基本方針

[1] 計画の趣旨

1. 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会」という言葉はまだ聞きなれない言葉かもしれません。その意味を国の「男女共同参画ビジョン」では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

このような男女共同参画社会の形成には、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と個人の生き方の選択を狭めてしまうような決まりを押しつけず、社会の様々な場面で男女の不均等をなくしていくことが必要です。

2. 計画の必要性

目まぐるしく移り変わる経済・社会情勢のもと、地方を取り巻く環境は、財源確保の難しさや急速な人口減と少子高齢化の進展、依然として厳しい雇用情勢等、問題が山積しています。

さらに、国際化や高度情報化の加速度的な進展などを背景に、個人の価値観や生活スタイルも多様化しており、度重なる構造不況の経験を経た今、行政主導型の従来の社会システムの疲弊や行きづまりが指摘されています。

こうした中、時代の変化を的確に捉えながら、活力ある心豊かな社会を築いていくには、性別や世代を超えた「支えあい」の中で、一人ひとりがその多様な個性と能力を発揮できる環境づくりが求められています。

これらの背景や各機関における取り組みの結果、男女共同参画は従来の「女性の社会参加の促進を目的とした活動」から「男女が共に参画して社会づくりを進めるための活動」を推進するための施策への転換期にさしかかっています。

男女共同参画社会は女性のためのものだけではなく、男性にとっても明るい展望をもたらす社会であると認識することが大切であり、将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには、男性と女性があらゆる分野で対等なパートナーとして参画する必要があります。

このような男女共同参画社会の実現に向けては、教育・福祉・保健・産業など幅広い分野にわたって、市民、事業所、行政が連携をとりながら体系的な施策の推進を要します。

3. 国・県の動きと平川市における男女共同参画の取組

国では平成11年6月、国・地方公共団体・国民における、男女共同参画社会の形成に関する取り組みや責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法(*)」を制定しました。この基本法に基づいて平成12年12月には「男女共同参画基本計画」を、平成17年12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進を図っています。平成13年には、中央官庁改編にともない、「男女共同参画会議」が設置され、男女共同参画局による推進体制を強化しています。

県においても、平成12年1月に「あおり男女共同参画プラン21」を策定し、平成13年7月に施行された「青森県男女共同参画推進条例」を受け、同年11月に知事の附属諮問機関として「青森県男女共同参画審議会」を設置し、同審議会の提言やパブリック・コメントに示された県民の意向を踏まえ、関係法令の改正等への対応も勘案し、平成14年6月に「あおり男女共同参画プラン21[改訂版]」を発行するなど、積極的な取り組みが行われています。

平川市は平成18年1月1日に、旧平賀町、旧尾上町、旧碓ヶ関村が合併して発足しました。旧平賀町においては平成8年に「平賀町女性アクションプラン21」、また旧尾上町においては平成13年に「尾上町男女共同参画推進計画」を、それぞれ計画期間を10年間として策定し男女共同参画に関する施策の推進を図ってきました。旧碓ヶ関村においては男女共同参画に関する基本計画はないものの、村内の世帯に毎月配布される広報紙において男女共同参画コーナーを設け意識醸成に努めてきた経緯があります。

.....

■男女共同参画社会基本法■

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担う男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を示す法律。平成11年6月交付、施行。(20ページ参照)

.....

4. 性格・期間

①計画の性格

平川市が男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すものが、この「平川市男女共同参画推進プラン」です。

平成18年9月1日を基準日として行われた「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「意識調査」）をもとに問題点を探り、地域の実情に合わせ平川市男女共同参画推進会議の意見をもとに策定しました。

あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針となるものです。

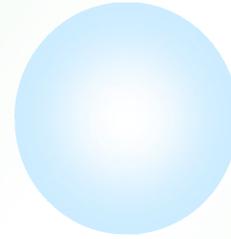
②計画の期間

この計画の期間は平成19年度から平成23年度までの**5年間**とします。

ただし、急激な社会情勢の変化などに即し、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章

基本構想



第2章 基本構想

[1] 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

互いに認め、支えあう、

ひと
男女がきらめく平川市

平川市ではこの基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて、男性と女性が互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく自分らしさを十分に生かしながら、一人ひとりが生活面や、精神的、経済的において自立することを基礎とする、男性と女性が対等なパートナーである社会をめざします。

2. 基本目標

平川市では、次の3点を基本目標として掲げ、男女共同参画のまちづくりを進めます。

《基本目標Ⅰ》

男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革

男女共同参画は、「女性だけ」の問題と捉えられがちですが、男性も含めた社会全体の問題として考えていく必要があります。性別や世代にとらわれない男女の多様な活動のイメージを社会に浸透させるためには、固定的な性別役割分担意識(*)を変えるために、必要な情報を積極的に発信していくことが大切です。

一人ひとりの意識改革、社会全体における機運の醸成を図るため、男女共同参画に関する調査、情報収集の充実を図り、市民各層に向けた幅広い啓発活動を進めます。

(重点項目) ①男女共同参画の啓発の推進

②男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

③政策・方針決定の場と企業や各種団体等における女性の参画推進

■固定的な性別役割分担意識■

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」というような、男女ははじめから性別によって適した役割や能力、活動する分野が決められており、それを分担し合うのが当然だとする固定観念。

《基本目標Ⅱ》

家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

男女が、相互の協力のもとに、家事、育児、介護など家庭生活における役割を円滑に果たしながら、就労や地域社会における活動を両立できるように、子育てや介護を社会全体として支援できる体制づくりを進めるとともに、就労の場における採用、配置、昇進の平等、男女を問わず育児・介護休業を取りやすい職場風土の醸成など、安心して働き続けることができる職場づくりを推進します。

さらに、町内会や各女性団体等の活動の活発化と参加の拡大を図り、男女がそれぞれの個性と能力を社会のあらゆる分野において発揮できる環境づくりを進めます。

また、男女がともに自立し、いきいきとした生活や充実した社会活動を行うためには、生涯学習など自己実現のための環境づくりが必要です。それぞれの個性と能力を磨き、社会における自己実現が図られるよう、多様な学習機会の

提供や自主活動への支援など学習環境の充実を図ります。

- (重点項目) ④家庭生活と社会生活の両立の推進
- ⑤就労の場における男女共同参画の推進
- ⑥農林業及び自営の商工業におけるパートナーシップの確立
- ⑦地域社会における男女共同参画の推進と生涯学習の充実

《基本目標Ⅲ》

男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり

男女がともに自立し、いきいきとした生活や充実した社会活動を行うためには様々な環境づくりも必要ですが、生涯にわたる健康の保持・増進が不可欠です。

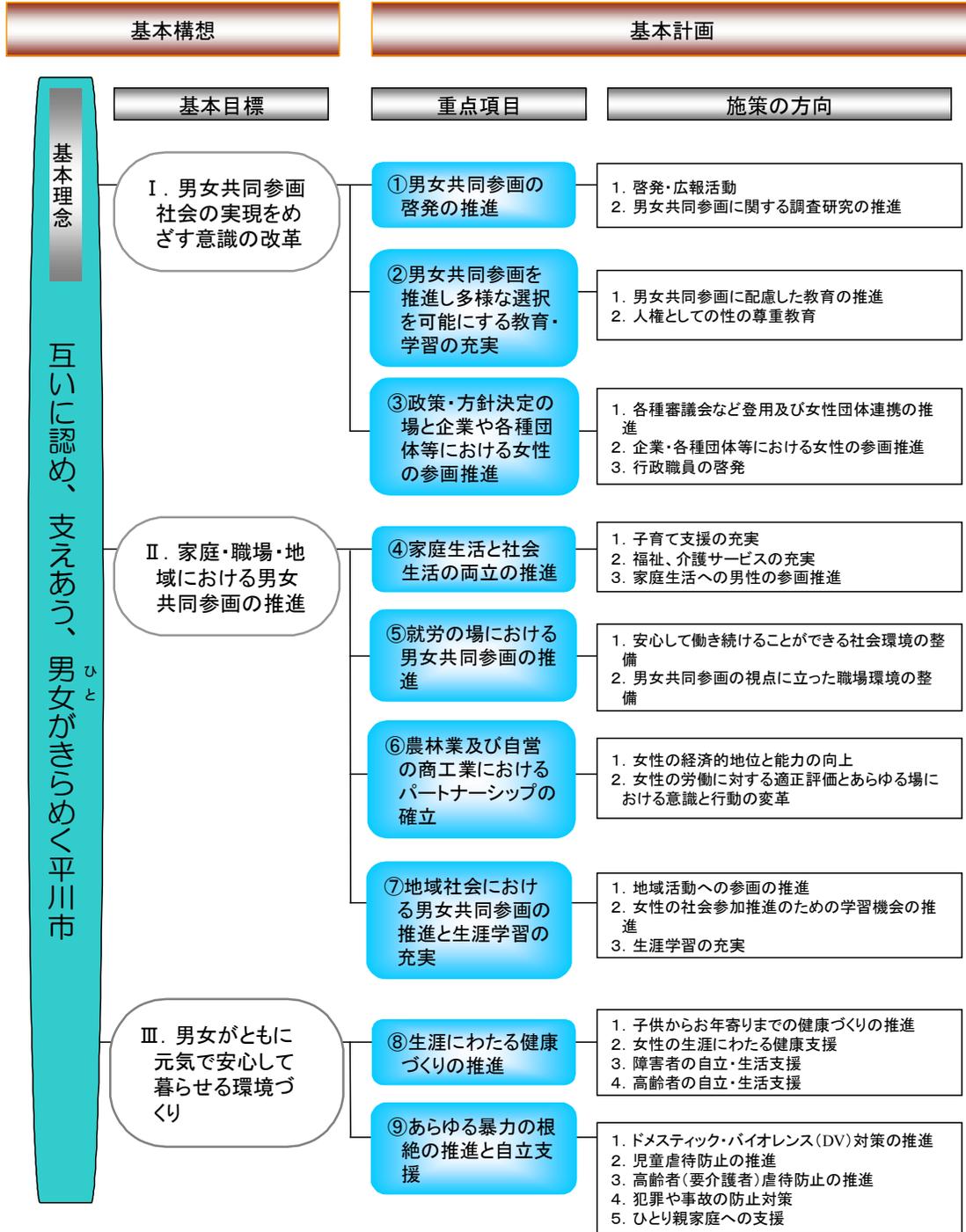
また、女性は妊娠や出産などライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

さらに近年、子どもや高齢者など社会的弱者に対する暴力が大きな社会問題になっています。

こういう状況をふまえ、予防啓発活動や相談・支援体制を充実するとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、生涯を通じた健康づくりと自立を支援します。

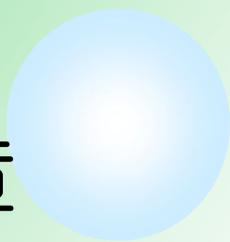
- (重点項目) ⑧生涯にわたる健康づくりの推進
- ⑨あらゆる暴力の根絶の推進と自立支援

[2] 計画の体系図



第3章

基本計画



第3章 基本計画

〔基本目標Ⅰ〕 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革

重点項目① 男女共同参画の啓発の推進

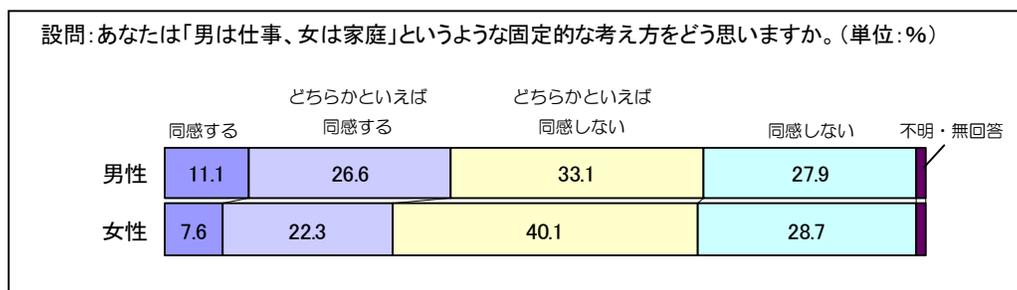
意識調査において「男は仕事、女は家庭」というような固定的な考え方に対して、本市では反対意見の方が賛成意見よりも多数を占めています。しかし、男女別の調査結果を見てみると、男性と女性とでは意見の差があります。

男女共同参画を推進する講演会やパネルディスカッション等における男性参加者が少数である現状などからも、男女共同参画の推進は女性だけの問題であると捉えている人が多数いることが伺えます。また、そのような状況は更に男女の意識の差を広げているようです。

様々な社会背景の中、女性の社会進出が進み、平川市でも女性団体の中ではリーダー的役割を務める女性が育ってきています。

しかし、男女共同での活動の中では、リーダーを務める女性のごく僅かしかないのが現状です。女性がリーダーを務めることに対して、女性自身が消極的であったり、男性がリーダーを務めることが慣習的になっていたりするなど、一人ひとりの意識においては、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画社会実現の妨げになる大きな要因となっています。

このような現状では子どもや若い世代にも影響を与え、次世代においてもそれぞれの能力を高め合うことの障害になると考えられます。あらゆる場面において男女平等に敏感な視点を持ち、男女共同参画社会形成に向けての意識啓発、普及活動を積極的に進めていきます。



資料: 平川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

《施策の方向》

- 啓発・広報活動
- 男女共同参画に関する調査研究の推進

重点項目② 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

わが国の憲法の基本原則の一つに、基本的人権の尊重があります。憲法でうたわれている「個人の尊重」、「法の下での平等」は互いのことを理解することから始まります。しかし意識調査では男女の意識の差が随所に見られます。

人権を守るために家庭、学校、職場、地域社会において「生命の尊重」「性の尊重」について学習する場を設け、理解を深めることが要されます。人権が守られている状態とは身体的・精神的・社会的に安心な状態であることであり、男女共同参画社会形成にあたっての前提となります。

一人ひとりが自立したうえで、お互いの能力を高め合う社会を築くためには、男女ともに性別にとらわれない意識の改革が必要です。

男女共同参画社会の実現のために、どのようなことが問題となり、どのような解決策があるのかを一人ひとりが学び、考えることを通し、互いを正しく理解し尊重していくことを推進します。

《施策の方向》

- 男女共同参画に配慮した教育の推進
- 人権としての性の尊重教育

重点項目③ 政策・方針決定の場と企業や各種団体等における女性の参画推進

市の政策や方針を協議し決定する大変重要な機関として、市議会、各種審議会、執行機関（委員会）があげられます。

現在、家庭・職場・地域社会のどの場面においても女性は大切な役割を果たしていますが、政策・方針決定過程の場面での女性の参画は、まだ十分とは言えません。

男女共同参画社会基本法では、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。そのような中、行政職員は一人ひとりが直接的なものだけではなく、結果的に男女共同参画社会の推進につながっていく全ての業務において中立的な視点を持ち、庁内全体で参画推進に取り組んでいかなければなりません。

さらに、同法では国民の責務として男女共同参画社会の形成に寄与するように努めることがうたわれています。市職員は常に男女共同参画の視点を持ち、住民のニーズに合った感性と能力を発揮していく能力開発を今後一層進めていく必要があります。

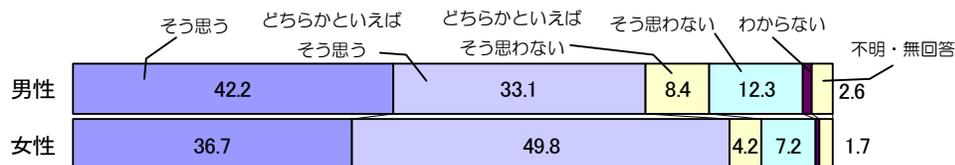
そこで、庁内組織として「平川市男女共同参画検討会議」を設置し、庁内全体で総合的かつ効率的に男女共同参画社会推進をめざします。

《施策の方向》

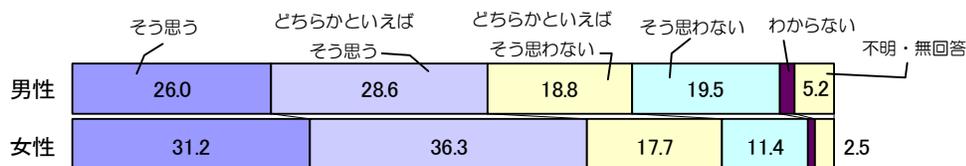
- 各種審議会など登用及び女性団体連携の推進
- 企業・各種団体等における女性の参画推進
- 行政職員の啓発

設問:子育てについて、あなたのご意見に近いものはどれですか。

●「子どもが小さいうちは母親が育児に専念したほうがよい」(単位:%)



●「子どもの世話の大部分は男親にもできる」(単位:%)



設問:あなたは女性が職業を持つことについて、次のどれが望ましいと思いますか。(単位:%)

結果	男性	女性
★結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい	38.3	44.3
★結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい	44.2	42.2
★結婚や家庭に入り、後は職業を持たない方がよい	2.6	1.3
★出産で家庭に入り後は職業を持たない方がよい	3.9	1.7
★女性は職業を持たない方がよい	1.3	0.0
★その他	2.6	5.9
★わからない	5.2	3.8
★不明・無回答	1.9	0.8

資料:平川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

〈施策の方向〉

- 子育て支援の充実
- 福祉、介護サービスの充実
- 家庭生活への男性の参画推進

重点項目⑤ 就労の場における男女共同参画の推進

国勢調査によって国の雇用者総数の女性の割合が40%を超えたのは平成12年の調査時においてでした。平成17年には43.5%となっており、より急激な増加を見せています。従来から一次産業就労者数が多い青森県では、毎調査において国の数値よりも常に多く、平成17年時には45.0%となっています。さらには平川市における数値は県の数値よりも上回る47.9%となっており、50%に肉薄しています。

平成19年4月に施行された改正男女雇用機会均等法^(*)によって、男女双方を対象とした性差別禁止法への転換が図られましたが、急速な少子高齢化の進行による人口減少社会の到来に際し、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを、同法において重要的に盛り込むなど、法律上では働く女性の環境は整えられてきています。

しかし、実際の雇用の場においては募集や配置、昇進などの様々な場面で男女差があり、不平等感はまだに強い状況にあります。このため女性のエンパワーメント^(*)推進はもちろん必要ですが、職場での性別による差別をまず取り除く必要があります。

多くの場合、これまで女性だけが家事、出産や育児、介護等による退職、再就職の難しさなどの問題を抱えていました。しかし、男性も仕事中心の生活から家庭や地域にも目を向け、人として豊かな生活を営む必要があります。再就職が大変厳しい現状を背景に、パートタイマーや登録制による派遣社員など様々な形態の就業者が増加しています。今後は個人の生活や将来の展望にあわせたスキルアップ^(*)と家庭や地域社会への貢献が求められます。

また労働者自身の意識改革だけではなく、男女が安心して働き続けるために労働条件の改善と労働環境の整備、ポジティブ・アクション^(*)の推進を図るなど就業しやすい環境を整える必要があります。

市では事業所等への働きかけを通し、性への固定的観念や偏見を解消した登用の推進とともに、男女ともに安心して働き続けることができる環境の整備を進めます。

■改正男女雇用機会均等法■

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」。平成18年6月交付、平成19年4月施行。

改正点の主なものとしては、

- ・男女双方の性差別を禁止
- ・間接差別（表面上のみ男女双方に中立でも実際は一方の性、とりわけ女性に不利に働く基準や慣行のことで、仕事上の必要性など合理的な理由のないもの）の禁止
- ・妊娠・出産の不利益取り扱いの禁止

などが挙げられる。

■エンパワーメント■

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

■スキルアップ■

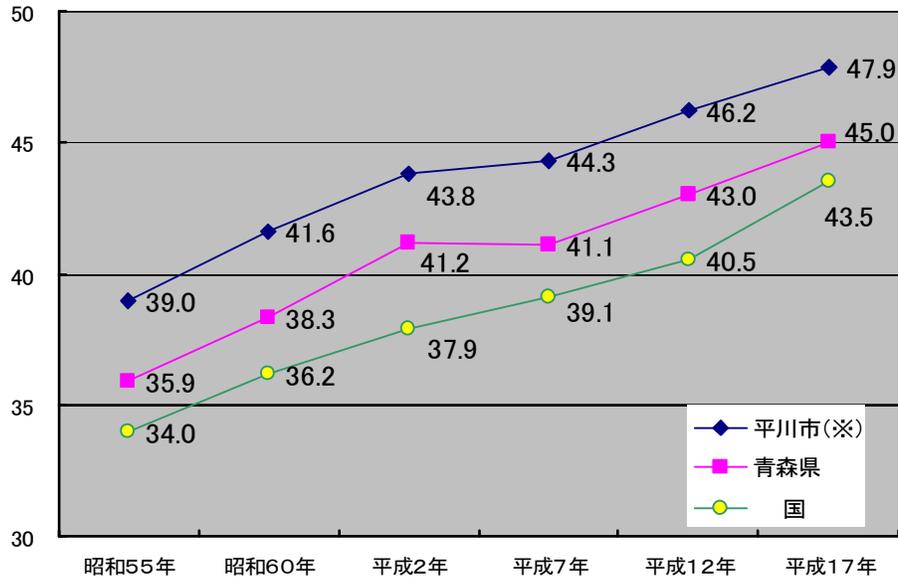
技術や能力を向上させること。

■ポジティブ・アクション■

「積極的改善措置」とも言う。

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

● 雇用者総数に占める女性の割合の推移(単位:%)



※平川市の数値は合併前の3地域を合わせた数値

資料: 国勢調査

《施策の方向》

- 安心して働き続けることができる社会環境の整備
- 男女共同参画の視点に立った職場環境の整備

重点項目⑥ 農林業及び自営の商工業におけるパートナーシップの確立

平川市では、基幹産業である農業において、女性が就業人口の 61.3%（平成 17 年国勢調査）を占めています。

農林業や自営業を営む家庭は、夫婦や家族を基本単位としていることが多く、地域とも密着した生活を送っています。女性は重要な産業の担い手として働き、地域社会の運営や維持・活性化に大きく貢献していますが、それぞれの場における労働に対して正当な評価を受けていないことがあります。

このような中、男性と対等なパートナーとして設計、運営をしていこうという女性の動きもあります。「青森県VIC・ウーマンの会（*）」では農村女性の社会的地位向上と地域活性化を推進するために活動しています。また、農家では「家族経営協定（*）」を結び、正当な労働の評価を行い、若者・女性の経営参画の推進を図っています。

自営業においても、平賀、尾上、碓ヶ関の 3 地域における各商工会で、女性部が形成されて活動しています。

市では農林業及び自営の商工業に関わる女性従事者の経済的地位と能力の向上をめざし、家族従業者の実態の把握、男女共同参画意識の普及に努めていきます。

〈施策の方向〉

○女性の経済的地位と能力の向上

○女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革

■青森県VIC・ウーマンの会■

情報交換及び研修を通じて自己研鑽を図り、農村女性の社会的地位向上と地域活性化を推進するために設立された。

主な活動は

- ・ 農業経営、農家生活、地域社会に関する情報収集及び交換
- ・ 地域の女性組織等を巻き込んだ地域活性化に向けた実践活動の展開
- ・ 資源のリサイクルなど環境にやさしい農業の推進

などが挙げられる。

■家族経営協定■

家族農業経営において、世帯員をそれぞれ経営のパートナーとして位置づけ、当事者の話し合いにより、報酬や労働時間などを取り決めること。

重点項目⑦ 地域社会における男女共同参画の推進と生涯学習の充実

意識調査において「現在参加している社会活動」と「今後参加したい社会活動」をお聞きしたところ、最も多かったのは「特になし」という回答でした。

また、最も「現在」と「今後」の活動（希望）者の割合に格差があるのが「職業技術や資格取得」と「趣味や教養」でした。全体的に、男性よりも女性の方が今後参加したい社会活動が多い傾向にあることがわかります。

逆に、「町内会・PTA・子どもクラブ」活動は、現在参加していても今後は参加を希望しないという意識が顕著です。

つまり、人とのふれあいや相互扶助などの連帯感は求めているものの、これまでの町や村の形成の基盤になっていた地域社会や行政全般への関心は失われつつあることが伺えます。また、実際の活動者は女性が多くても、責任者は男性が務めている場合が地区での活動等に共通して見られるようです。

それぞれの地域に住むことに男女の区別がないように、様々な地域活動に夫婦、家族が協力し合って取り組み、責任も労力も分かち合う社会づくりが求められます。また、女性リーダーが女性だけのリーダーではなく、全体のリーダーになるためにも周囲の理解と協力が必要です。

住民参加によるまちづくりには、様々な視点に基づくニーズに対応できる利点があります。そのためには男女が共同して取り組む住民活動が求められます。今後は性別にとらわれないリーダーの育成や登用を推進し、地域コミュニティづくりによって、多様化した住民主体のまちづくりを進めていきます。また、生涯学習などを通じ、それぞれの個性と能力を磨き、社会における自己実現が図られるよう、多様な学習機会の提供や自主活動への支援など学習環境の充実を図ります。

設問：現在参加している、または今後参加したい(続けたい)社会活動は何ですか。(複数回答、単位：%)

性別	区分	町内会・PTA・子どもクラブ	趣味や教養	スポーツ	消費生活・環境	福祉ボランティア	観光ボランティア	取得 職業技術や資格	国際交流活動	その他	特になし、 不明・無回答
男性	現在	24.0	18.2	18.8	11.0	9.1	3.9	7.8	16.9	3.2	51.9
	今後	21.4	34.4	28.6	21.4	22.1	18.8	34.4	16.9	3.2	31.2
	今後-現在	△2.6	16.2	9.8	10.4	13.0	14.9	26.6	0	0	△20.7
女性	現在	25.3	19.4	9.3	16.9	8.0	3.0	8.0	12.7	3.4	45.1
	今後	13.1	45.6	28.3	17.3	21.5	12.7	32.1	12.7	3.4	27.8
	今後-現在	△12.2	26.2	19.0	0.4	13.5	9.7	24.1	0	0	△17.3

資料：平川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

＜施策の方向＞

- 地域活動への参画の推進
- 女性の社会参加推進のための学習機会の推進
- 生涯学習の充実

〔基本目標Ⅲ〕男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり

重点項目⑧ 生涯にわたる健康づくりの推進

急速な少子高齢化の進展に伴い、社会保障制度も大きく変化する兆しが現れている中で、一人ひとりが健康で恵まれた生活を送ることができるのは社会全体にとっても大事なことです。医療技術や医学の進歩、栄養学の普及等により平均寿命が大幅に伸び、生涯にわたった新しい人生設計が必要になっています。

また、妊娠や出産のための機能があることから起こる女性特有の疾病についても、男性・女性ともに正しく理解する必要があります。

心身ともにゆとりのある家庭生活を営むためにも、これまでの「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりが生活者として自立するとともに、家族的責任(*)を果たすことが望まれます。

健康は、人間がしあわせに生きるための基本です。市民のだれもが、ライフスタイルに応じた健康づくりに自主的に取り組めるよう支援するとともに、保健予防活動と地域保健体制の充実に努めます。

〈施策の方向〉

- 子どもからお年寄りまでの健康づくりの推進
- 女性の生涯にわたる健康支援
- 障害者の自立・生活支援
- 高齢者の自立・生活支援

.....
■家族的責任■

子育てや介護、家事など家族にかかわる責任のこと。
.....

重点項目⑨ あらゆる暴力の根絶の推進と自立支援

家庭という特別な環境で起こる虐待をめぐっては、まず子どもたちを守るための法律として、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が平成12年に制定されました。翌年には女性を守るための法律として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」も制定されています。また、高齢者についても「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、平成18年4月より施行されています。

これらは暴力であるという認識が加害者、時には被害者も薄いことや、社会の理解が不十分なことなどにより、これまで被害が潜在化する傾向にありました。

しかしながらこうした暴力の存在は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであるため、根絶に向けた総合的な取り組みが求められています。

このため、暴力を容認しがちな風潮や社会環境の改善に向けた意識の喚起に努め、人権尊重についての啓発や、暴力に対する厳正な対応を強化する必要があります。

これまで男女共同参画の視点からは「女性に対する暴力」に主眼が置かれていました。しかし、夫・恋人等からの暴力は、女性だけでなく子どもや高齢の近親者に向けられることもあります。さらには子育てや介護の大半が女性の仕事であるという従来からの性別役割分担意識による慣習もあります。児童虐待や子どもに関する性犯罪が多発する状況や、高齢化社会が抱える問題をふまえ、平川市ではあらゆる暴力の防止に向けた取り組みや、社会全体の宝である子どもを守るための支援等に力を入れていきます。

《施策の方向》

- ドメスティック・バイオレンス（DV）(*) 対策の推進
- 児童虐待防止の推進
- 高齢者（要介護者）虐待防止の推進
- 犯罪や事故の防止対策
- ひとり親家庭への支援

■ドメスティック・バイオレンス(DV)■

家庭内で発生する全ての暴力を指す言葉であるが、最近では夫や恋人など親密な関係にある男性から女性が受ける暴力を指して使われることが多くなっている。肉体的な暴力だけでなく、妻の行動を制限する、罵るといった言葉や行為によるものについても暴力の範ちゅうとして取り上げられている。

第4章

推進・連携体制



第4章 推進・連携体制

[1] 連携体制の整備・強化

1. 住民と行政、住民同士の連携

男女共同参画社会の形成にあたっては、現状を把握しながら、広範で多岐にわたる取り組みを住民と行政が一体となって推進する必要があります。そのためには行政による総合的な施策の実施と、事業所や民間団体、住民が考え、それぞれの立場で自主的な取り組みを行い、そしてそれらの活動が連携し協力し合って進むことが期待されます。相互の活動のネットワークが広がるように積極的な情報の提供や交換、支援体制づくりに努めます。

2. 国・県との連携

国では様々な施策が展開され、法整備も積極的に行われています。また、青森県においても関係する調査・研究や様々な啓発事業を行っています。

平川市では国内における先進的な取り組みを積極的に紹介し、市内の現状との比較、今後の検討を行います。また近隣市町村との連携も深め、各自自治体にある施設や実施されているサービスの活用を進めます。

[2] 推進体制の整備・強化

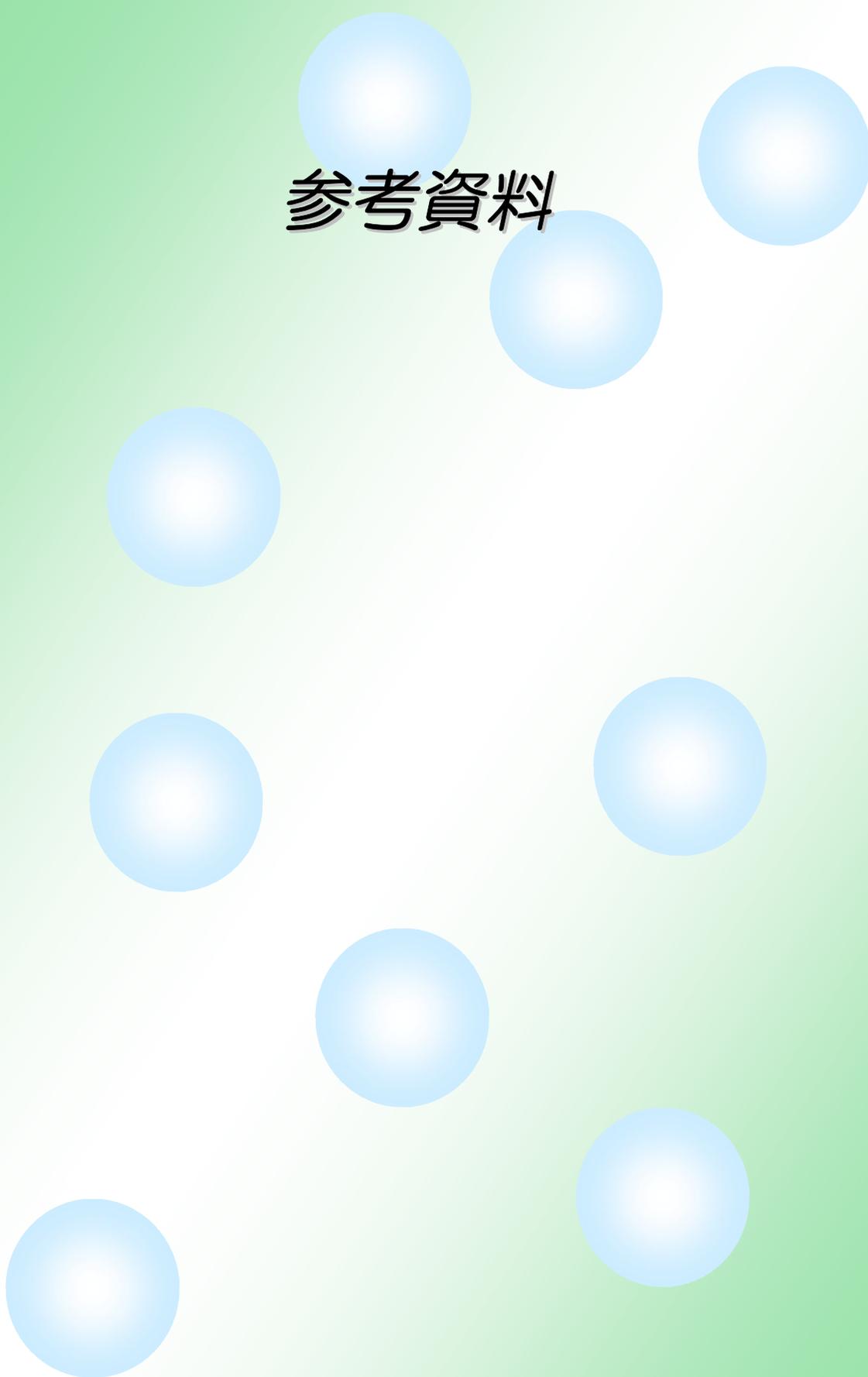
1. 平川市男女共同参画推進会議の機能発揮

プラン作成後も推進会議を設け、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、施策、市の取り組みや推進状況の監視機関としての機能を最大限に発揮され幅広い意見が反映されるように努めます。

2. 平川市男女共同参画検討会議の機能発揮

庁内組織として、総合的かつ効率的に男女共同参画社会推進をめざします。庁内の取り組み状況の把握や問題点の抽出を行い、改善していきます。また全ての職員が女性の人権に対する認識を高め男女平等の視点を養い、各事業の実現に向けて男女が共同して取り組めるような体制づくりを進めるために情報の提供に努めます。

參考資料



男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

同11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人

としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府

県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係

各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

1. 第4条第4号の次に次の1号を加える。

3. 四のニ 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

平川市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年1月1日告示第7号

(設置)

第1条 市は、女性も男性も互いの人権と人格を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平川市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議し、結果を市長に報告する。

- (1) 「平川市男女共同参画推進プラン」の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会実現のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体から選出された者
- (2) 市又は県、国等の関係派遣事業に参加した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会について広く知識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、会長が必要と認めるときは、関係行政機関の職員又は専門の有識者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、特定の事項について調査審議する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

平川市男女共同参画推進プラン

～互いに認め、支えあう、^{ひと}男女がきらめく平川市～

平 川 市
平成19年3月
